

使用前検査合格証

原規規発第 2101191 号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明 殿

令和2年11月27日付け原管発官R2第216号をもって申請がありました発電用原子炉施設については、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。以下「改正法」という。)附則第7条第1項に基づき、改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の11第1項の規定に基づく使用前検査を、合格とします。

令和3年1月19日

原子力規制委員会